

令和 6 年 7 月 5 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

地域支援事業を委託して実施する場合における消費税の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、厚生労働省より、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業として行う各事業を委託して実施する場合における消費税の取扱いについて、情報提供があった旨をお知らせするのであり、各事業を市町村が地域包括支援センター等に委託して実施する場合の消費税の取扱いについて、記載されています。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 介護保険最新情報 Vol. 1281

地域支援事業を委託して実施する場合における消費税の取扱いについて
(令 6. 6. 28 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療 2 課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737